

！適正処理の主なポイント！

※詳細につきましては、「産業廃棄物適正処理ガイドブック～産業廃棄物を正しく処理するために～」をご確認ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/

ポイント1

リチウムイオン電池を含む製品は、分別し、他の廃棄物に混ぜないでください。

ポイント2

許認可を受けた収集運搬業者・処分業者に委託してください。

○一般社団法人JBRC

「事業者の方」排出者専用サイト

https://www.jbrc.com/recovery_base/kaishu_kibou/

※JBRCの回収対象電池は、JBRC会員企業が輸入、製造、販売されたリチウムイオン電池となります。

JBRC会員企業について

https://www.jbrc.com/member/member_list/

○小型家電リサイクル法認定事業者

「認定事業者および連絡先一覧」検索

認定事業者のうち、「収集区域」が「全国もしくは東京都」と記載されていれば、都内の小型家電を収集することができます。

<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index.html>

※制度対象品目については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第1条をご確認ください。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/425CO0000000045>

○（相談先）一般社団法人東京都産業資源循環協会

<https://tosankyo.or.jp/>

お問い合わせ：03-5283-5455（代表）

受付時間：平日 9時～17時

休業日：土曜日、日曜日、祝日、12月28日～1月5日

ポイント3

必ず書面で契約を締結してください。

「産業廃棄物処理委託のモデル契約書」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/keiyakusyo/

※都のモデル契約書では、リチウムイオン電池を含む製品の廃棄に係る排出事業者の義務と責任に関する項目を設けています。

ポイント4

マニフェストを交付してください。

※一般社団法人JBRCに委託する場合を除く。



ポイント5

最終処分されるまでの一連の処理過程において適正に処理されたことをご確認ください。